

安城市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年6月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法福 洋子

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象及び期間

環境部ごみ資源循環課 令和5年4月5日から5月29日まで

建設部建築課 令和5年4月5日から5月29日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、環境部ごみ資源循環課及び建設部建築課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和5年3月末日までの令和4年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

ごみ資源循環課

【指導事項】

修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に日付、代表者印の押印がないもの及び見積書の原本を徴収していないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

建築課

【指導事項】

修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に代表者印の押印がないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。